

2023年2月10日

公正取引委員会事務総局経済取引局調整課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する
独占禁止法上の考え方」（案）に対する意見について

2023年1月13日付で意見募集が開始された「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」（案）について、別紙のとおり意見を提出いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」(案)に対する意見

| # | 頁 | 該当箇所 | 意見等 |
|---|---------|--|---|
| 1 | 5 31 | 第1 共同の取組 第2 取引先事業者の事業活動に対する制限及び取引先の選択 | <ul style="list-style-type: none"> 複数の金融機関が参加するシンジケートローンを組成する際に、契約上、「借入人の排出削減目標が達成されない場合には、借入人のXX発電設備の利用を制限する」などの、一定の条件(コベナンツ)を規定する行為に関し、「第1 共同の取組」と「第2 取引先事業者の事業活動に対する制限及び取引先の選択」のいずれの考え方を参照すべきか確認したい。 なお、シンジケートローンに参加する金融機関は個別ローンごとに異なることを前提としていただきたい。 |
| 2 | 11 | 14行目～33行目 第1 共同の取組 3 独占禁止法上問題とならないよう留意を要する行為 (1) 自主基準の設定 <独占禁止法上問題とならない行為の想定例> (温室効果ガス削減に向けた商品・役務の規格の設定①) | <ul style="list-style-type: none"> 本事例では、「商品規格の設定という手段が競争促進的であり、原材料C以外に脱炭素化に対応する規格として採用できる原材料はないことから手段の相当性が認められる」と評価されている。 この考え方の趣旨は、グリーン社会の実現に向けて必要不可欠な技術にも関わらず、独占禁止法上問題となり得ることから、技術の普及が進まないことを回避することと理解している。 本事例において原材料Cの提供が、事実上、寡占状態にある場合でも、「独占禁止法上問題とならない行為」として評価いただけるのか確認したい。 |

| # | 頁 | 該当箇所 | 意見等 |
|---|----------|--|--|
| 3 | 39 | <p>17行目～29行目</p> <p>第2 取引先事業者の事業活動に対する制限及び取引先の選択</p> <p>2 取引先の選択</p> <p>(1) 単独の取引拒絶</p> <p>ア 独占禁止法上問題とならない行為</p> <p><独占禁止法上問題とならない行為の想定例></p> <p>(温室効果ガス削減に係る一定の基準を満たさない取引先事業者との取引の打ち切り)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・本事例では、「所管官庁が定める温室効果ガス削減目標」が「一定の基準」として取り扱われているが、例えば、上位のサプライチェーン企業が独自に定める取引基準についても、「一定の基準」として評価をいただけるのか確認したい。 ・この点、仮に上位のサプライチェーン企業が独自に定める取引基準について、「一定の基準」として評価できない場合であっても、次の事例である「温室効果ガス削減に係る商品の仕様を満たさない取引先事業者との取引の打ち切り」で整理されているとおり、「仕様」の問題として独占禁止法上問題とならない行為に該当し得ると理解してよいか確認したい。 ・「温室効果ガス削減に係る一定の基準」の該当性に関する判断基準があればお示しいただきたい。 |
| 4 | 49 50 | <p>26行目～15行目</p> <p>第3 優越的地位の濫用行為</p> <p>4 その他の取引条件の設定等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・複数の金融機関が参加するシンジケートローンを組成する際に、契約上、「借入人の排出削減目標が達成されない場合には、借入人のXX発電設備の利用を制限する」などの、一定の条件（コベナンツ）を規定することが考えられる。 ・このように借入人の排出削減目標の達成状況に応じて、借入人が保有する特定の設備利用を制限する契約を締結することは、「優越的地位の濫用行為」に該当し得るか確認したい。 |

以上